

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆「投資の日」記念イベント 東京会場の模様を紹介しています！
- ◆ YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

最近の課徴金納付命令勧告の概要について
(27年 8～10月分)

投稿 No. 145

証券取引等監視委員会事務局

取引調査課長兼国際取引等調査室長 下畑 孝行

取引調査課では、本年 8 月以降 10 月末までの間に、下記の不公正取引 6 事案
(相場操縦 3 事案、内部者取引 3 事案、違反行為者 7 名) について課徴金納付

命令勧告を行いました。

- ・ H27. 8. 4 C & G システムズ株式会社ほか 1 銘柄に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150804-1.htm)
- ・ H27. 9. 6 パイオニア社員による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150908-1.htm)
- ・ H27. 9. 18 ヤマザキ株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150918-1.htm)
- ・ H27. 10. 9 スカイマーク元役員による内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151009-1.htm)
- ・ H27. 10. 23 公開買付者の親会社との契約締結者の社員からの情報受領者によるウェブクルー株式の内部者取引及び当該社員による公開買付けの実施に係る事実の情報伝達違反行為
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151023-2.htm)
- ・ H27. 10. 23 東邦銀行株式に係る相場操縦
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151023-3.htm)

また、国際取引等調査室においても、同期間に、下記の内部者取引事案（違反行為者 1 名）について課徴金勧告を行っています。

- ・ H27. 10. 23 海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151023-4.htm)

【相場操縦事案の特色】

- C & G システムズ株式会社等に係る相場操縦（再度の違反行為により通常の 1.5 倍の課徴金を勧告）

違反行為者は、（１）対象銘柄を安価で買付け（仕込み）、（２）約定させる意思のない大量の買い注文（見せ玉）を発注、（３）株価が上昇した時点で対象銘柄（仕込み買付分）の売り注文を発注、（４）当該売り注文が約定した段階で見せ玉を取り消す（約定回避）といった手法の売買を多数回にわたって行うことにより、約 236 万円の売買差益を得ていました。

法令上、違反行為者が、違反行為開始日から遡り 5 年以内に課徴金納付命令を受けている場合には、通常の 1.5 倍に相当する課徴金の納付を命じなければならない旨規定されていますが、今回の違反行為者は、株価操縦行為により平成 25 年 4 月に課徴金納付命令を受けていますので、通常の課徴金（255 万円）の 1.5 倍相当の課徴金（382.5 万円）の納付命令勧告を行っています。

【内部者取引事案の特色】

1. パイオニア社員による内部者取引（業務用パソコンを使用して公表前の重要事実を把握）

違反行為者は、同社のシステム関連部署に所属し、同社の各部門が使用するウェブサーバー等の維持・管理を担当していましたが、会社から貸与された業務用パソコンを使用してサーバー内に格納されたデータを

閲覧することにより未公表の重要事実等を知り、当該重要事実が公表される前に関連株式の売買を行っていました。各部門のサーバーにアクセスするためには専用 ID やパスワードが必要でしたが、同人の所属部署では専用 ID の付与先が管理されておらず、パスワードについても長期間変更されていなかったことが確認されています。

こうした問題は他の上場会社においても発生している可能性が否定できないことから、JPX を通じて各上場会社に注意喚起を行うとともに、ID やパスワード等の管理体制についての再点検をお願いしているところです。

2. ウェブクルー株式に係る内部者取引（情報伝達者も勧告対象とした初の事案）

本件は、公開買付者の親会社との間の契約の履行に関し未公表の公開買付け等事実を知った公開買付者等関係者（情報伝達者）が、かねてから親しい関係にあった者に利益を得させる目的で当該事実を伝達し、情報伝達を受けた者（第一次情報受領者）も当該事実の公表前に対象銘柄を買い付けたという事案でした。

昨年 4 月に施行された改正金融商品取引法により、（1）未公表の重要事実等を知った会社関係者や公開買付者等関係者が、（2）他人に対し、（3）公表前に取引をさせることにより利益を得させる目的をもって、（4）情報伝達・取引推奨を行うこと、が新たに禁止されており、情報の伝達を受けた者が公表前に売買等を行った場合には、情報伝達者に対して刑事罰や課徴金が課されることとなりました。

本件は、情報伝達行為が禁止されて以降、初めての勧告事案となります。

なお、改正前のインサイダー規制においても、上場会社の業務に関する重要事実や公開買付け等事実が公表される前に、会社関係者や公開買付者等関係者が、当該上場会社の株券を売買することは禁止されていましたが、会社関係者等が他人に未公表の重要事実を伝達する行為自体は、特段の規制が設けられていませんでした。しかしながら、平成 22 年頃に上場会社の公募増資に際し、主幹事証券からの情報漏洩に基づくインサイダー取引が判明し、大きな社会問題となったことなどを背景に、インサイダー取引規制の見直しが行われ、金商法の改正が行われたものです。

3. 海外居住者によるゲームオン株式に係る内部者取引（公開買付情報を知った海外投資家による初の課徴金勧告事案）

本件は、公開買付者との間で契約締結交渉を行っていた海外法人の社員（韓国在住）が、当該交渉に関し知った公開買付け等の実施に関する事実が公表される前に対象銘柄を買い付けたという事案でした。調査対象者の大半が韓国に在住していたこともあり事実関係の把握・確認等に時間を要しましたが、韓国の金融委員会及び金融監督院からも積極的な調査協力を頂いたこともあり、課徴金勧告を行うことができました。調査にご協力を頂いた関係者の皆様に対し、深く感謝を申し上げたいと思

います。

我が国証券市場においては海外投資家の取引が増大していますが、本件のようなクロスボーダー取引を利用した不公正取引についてもより積極的かつ迅速な調査を行う必要があると考えており、今後とも、海外当局との更なる連携強化を図りながら、市場における不公正取引等をタイムリーに把握・調査し、違反行為が認められた場合には厳正に対処してまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>